

生産物分類（2024年設定）の利用上の留意点

1 共通事項

- (1) 生産物分類（2024年設定）（以下「本分類」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）上の統計基準ではないが、統計作成の技術的な基準として設定し、主として国民経済計算、産業連関表及びこれらの作成に使用する供給・使用表（以下「SUT」という。）や各種統計調査などにおける使用を推奨するものである。

国民経済計算と本分類の対象となる生産物は、家計による家事サービスを含まないなど原則同じであるが、一部には現行の国民経済計算において生産に含まれるが本分類の対象外であるものが存在する。

- (2) 本分類を参考にして、各種統計調査などに使用する際には、統計の作成目的や生産物の性質に応じて、各生産物の生産額を適切に定義する必要がある。例えば、収入総額を測定するだけでなく、収入の一部であるマージンや手数料を生産額として測定することも考えられるため、留意が必要である。

なお、本分類では、利用者の利便に資するため、専ら費用の積み上げにより生産額を測定する生産物には暫定分類コードの末尾に「C」、生産物には含まれないが生産物に関連して把握が必要な収入項目には暫定分類コードの末尾に「R」、賃加工品には「U」、くず・廃物には「K」を付している。また、特にコードを付していない生産物の中にも、その一部に費用の積み上げにより測定されるものが含まれていることもあるため、留意が必要である。

- (3) 本分類では、分類基準の一つとして生産物の需要先に着目しており、特に生産物の需要先が事業者にはほぼ特定できる「事業者向け」の生産物（需要先識別コード：「1」）と、生産物の需要先が一般消費者にはほぼ特定できる「一般消費者向け」の生産物（需要先識別コード：「2」）を、本文の「3 分類基準」の（2）に規定する基本的な考え方（アからエ）に基づき「統合分類」又は「詳細分類」で区分している。

また、一部の生産物では、生産物の供給者が事業者における使用を想定して生産した「事業用」の生産物と、生産物の供給者が一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した「家庭用」の生産物を区分している。その際、「家庭用」は、その需要先が家庭のみならず個人事業主や小規模事業者なども想定されることから、需要先識別コードを「9」（混在・不明）として、「一般消費者向け」の生産物と区別しているため、留意が必要である。

- (4) 生産活動の中には、地方公共団体が水道施設・下水道処理施設の維持管理や駐車場、美術館、社会福祉施設等の管理運営などを「指定管理者制度」により民間事業者やNPO法人などに委託するいわゆる「受託サービス」や、元請事業者が受注した事業の一部又は全部を下請事業者に委託する「下請取引」が存在する。

これらの生産活動については、基本的に生産物の用途や質が同じであることから、原則として生産物分類における区分は行わないこととしている。

したがって、これらの生産物の生産額を推計するに当たっては、委託元と委託先で生

産額が重複して計上されるおそれがあるため、例えば、統計調査で把握した生産額から、委託先への委託料を控除するなどの留意が必要である。

(5) 本分類は、生産物の用途の違いに着目して分類することを分類基準の一つとしていることから、対応する日本標準産業分類（以下「J S I C」という。）の分類項目が原材料の種類や生産物の製造方法により設定されている場合でも、生産技術の違いではなく用途の違いにより分類項目を設定しているものがある。このようにして設定した生産物としては、履物、衣服、下着、帽子、家具や印刷などが挙げられる。

具体的には、以下のような分類項目を設定している。

(例) 履物に関して設定された統合分類

- ・ 大人用運動靴
- ・ 大人用サンダル
- ・ 紳士用靴
- ・ 婦人用靴
- ・ 子供用靴・サンダル
- ・ その他の履物

履物については、原材料（革、ゴム、プラスチック、繊維、木など）のいかんを問わず、用途により上記の統合分類のいずれかに分類される。

2 個別事項

(1) 果実的野菜

本分類では、果物に用途が類似している野菜について、統合分類「果実的野菜」を設定し、その中に、メロン、すいか及びいちごの3つの詳細分類を設定している。

なお、国際連合統計部が作成する中央生産物分類（以下「C P C」という。）及び欧州共同体（現欧州連合）統計局が作成する欧州共同体活動別生産物分類（以下「C P A」という。）では、メロンとすいかを野菜の一部、あるいは野菜と同等のものとして設定しており、また、日本標準産業分類においても、これらの生産は「野菜作農業」として分類されている。

(2) 漁船内で生産される加工品

本分類では、冷凍された魚介類、干物、切り身など魚介類・海藻類を加工した製品は、加工場所のいかんを問わず、製造業の主たる生産物であるとしている。一方、日本標準産業分類では漁船内において行う製造加工は漁業に分類することとしている。

(3) 建設工事及び建設物

本分類では、国際分類において建設関連生産物を「建設工事」と「建設物」に区分している実態を踏まえ、同じ建築物や土木施設について、以下のとおり、生産物として「建設工事」と「建設物」をそれぞれ設定している。

(建設工事)

主として建設業者が生産する生産物として、請負契約による建設工事に着目した分類であり、元請として直接請け負う建築物及び土木施設の建設工事のほか、主に下請として工事目的物の一部を構成するために行う専門的工事も含むものとして設定している。

(建設物)

建設物（建築物、土木施設）そのものに着目した分類であり、デベロッパーが、土地の取得、企画・設計、施工（外注又は自己建設を含む）、販売までを一貫して行った販売用の建設物のほか、建設業者や他産業の事業者が自ら利用するために自己建設した建設物を含むものとして設定している。

なお、J S I C（令和5年7月告示）では、デベロッパーが住宅などの建築物を外注により施工して販売する場合には、当該事業を不動産業に分類することとしている。

(4) 賃加工及び加工サービス

原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受け取る賃加工は、自社又は他社で製造する場合と製造品に違いはない場合、賃加工と製造品を区分していない。

一方、塗装、溶接、研磨、めっきなどについては、製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うものであり、その製造加工行為を行う前後で製造品の名称に変化がないことから、「加工サービス」として分類を設定している。

(5) 情報記録物複製及びソフトウェア（情報記録物）

情報記録物（CD、DVD等）については、情報記録物を産出する事業所・企業自身が記録されているソフトウェアの権利を有するか否かに着目して、以下の異なる分類項目を設定している。

- ① 情報記録物複製：ソフトウェアの権利を有していない事業所・企業が請け負う製造委託契約等に基づいた複製製造。
- ② ソフトウェア（情報記録物）：ソフトウェアの権利を有する事業所・企業が出荷するソフトウェアを記録した情報記録物。

(6) 知的財産関連生産物

本分類では、C P C及びC P Aを参考に以下の①～③の知的財産関連生産物（※）を設定している。

（※）固定資本形成に計上されないものも含まれている。

① 知的財産の制作（請負）サービス

他者の求めに応じて、契約に基づき、請負又は受託により、知的財産の制作を行うサービスをいう。なお、制作した知的財産の所有権は、基本的に購入者に譲渡される

が、契約上、一部の所有権が購入者に譲渡されない場合もあり得る。

② 知的財産のオリジナル

他者からの請負又は受託ではなく、自己が生産活動に使用すること、又は他者に販売する、若しくは使用させることを想定して、自己の経済活動（企業内研究開発、音楽原盤の制作、著述・芸術家の創作活動など）により生産された知的財産（研究開発の成果物、音楽原盤、著述作品の原稿、芸術作品の原作品など）及びそれに係る知的財産権（特許権、著作権など）をいう。

③ 知的財産の使用許諾サービス

自己の資産として保有する知的財産権を活用して、他者と使用許諾契約を締結し、知的財産を使用させるサービスをいう。提供者はその対価として使用料を受け取る。

知的財産権の権利者から使用の許諾を受けた第三者が、他者に使用を許諾する、いわゆるサブライセンスに係るサービスも、知的財産の使用許諾サービスに含める。

上記①～③の生産物は、以下の分野についてそれぞれ設定することとする。

ただし、分野によっては、上記①～③のうちの一部が設定されていないものもある。

【研究開発、産業財産権等】

- ・ 研究開発
- ・ 産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、フランチャイズ、回路配置利用権、育成者権など）
- ・ デザイン
- ・ 鉱物探査・評価

【著作物】

- ・ ソフトウェア
- ・ 映画、動画、テレビ番組、テレビCM
- ・ 音響、音楽、ラジオ番組、ラジオCM
- ・ 出版物
- ・ 著述・芸術作品
- ・ データベース情報
- ・ 地図・地理情報
- ・ 写真

(7) 広告関連生産物

本分類では、以下の3つの種類の広告関連生産物を設定している。

① 広告代理店が提供する広告サービス

主として広告代理店が提供する広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスをいう。

② メディア等が提供する広告枠・広告スペース提供サービス

新聞・雑誌の広告枠、テレビCM枠、ポータルサイト等のインターネット広告枠、交通施設・設備の交通広告スペースや各種の屋外広告スペースなどを提供するサービスをいう。

本分類では、これらの広告枠・広告スペース提供に係る生産物を一貫して統合分類で区分している。

(例)

- ・ 紙媒体の新聞（広告収入）
- ・ オンライン新聞（広告収入）
- ・ テレビ放送・配信サービス（広告収入）
- ・ ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）
- ・ マーケットプレイス提供サービス（広告収入）
- ・ 屋外広告スペース・交通広告スペース提供サービス

③ 広告制作業者が提供する広告制作サービス

広告主や広告代理店からの委託により、テレビCM、ポスター、販売促進用物品などを制作するサービスをいう。

(8) リース及びレンタル

本分類では、物品賃貸業の生産物を以下の①～③に区分して設定している。

① ファイナンスリース

リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引をいう。

② オペレーティングリース

ファイナンスリース以外のリース取引をいう。

③ レンタル

リース取引以外の全ての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引をいう。

(9) パッケージサービス

本分類では、複数のサービスによって構成され、それぞれを区分して把握することが困難な複合的なサービスを、パッケージサービスとして一つの分類項目で設定している。

(例)

- ・ 結婚式サービス
- ・ 葬儀サービス
- ・ 国内企画旅行サービス
- ・ 3 P L（サードパーティ・ロジスティクス）サービス など

(10) 本社サービス

本分類では、複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるものを本社サービスとして設定している。

本社サービスには、管理統括業務と併せて、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等のサービスが含まれる。

なお、本社サービスと同様の企業内取引である自家輸送、自家用倉庫等、J S I Cにいう補助的経済活動については、国際分類においては独立した分類項目として設定されていない（それぞれ運輸サービス、倉庫サービス等に含まれる。）ことから、我が国においても特に分類項目として設定しないものとしている。

(11) 預金サービス・貸付サービス

本分類では、金融業の生産物として、預金サービス及び貸付サービスを設定している。これは、国際分類（C P C、C P A及び北米生産物分類システム（N A P C S））において、預金サービス及び貸付サービスが設定されていることとの整合を図るなどのためである。

本分類では、本生産物を計測する生産額について、預金サービスは金融機関が貸手に支払う預金利息を、貸付サービスは金融機関が借手から受領する貸出金利息を主たるものとして想定しているが、実際に計測・推計する際には、それぞれの統計の作成目的に応じて、適切な計測・推計方法を選定する必要がある。

(12) 生産物に関連して把握が必要な収入項目

生産物分類には含まれないものであるが、生産物と混在して把握される可能性があるものや、S U Tの推計又は統計調査の実施上特に必要なものについては、生産物とは別に、生産物に関連して把握が必要な収入項目として生産物分類表において参考例示している。生産物分類を用いて生産物を把握する際には、これらの収入項目について生産活動によって得た収入と合わせて把握することができる。

具体的には、以下の収入項目を例示している。なお、生産物分類表では、これらの収入項目は、暫定分類コードの末尾に「R」を付すとともに、名称の末尾にも「【R】」を付している。

【生産物に関連して把握が必要な収入項目】

- ・ 貸付以外の資金運用
- ・ 土地の譲渡
- ・ 土地の賃貸
- ・ 不動産の譲渡（販売用不動産を除く）

- ・ 持株会社による子会社等の株式保有（受取配当金）
- ・ 知的財産の譲渡
- ・ 補助金、寄付金等

3 分類項目名、説明及び内容例示

各分類項目に含まれる生産物の範囲の説明と主な内容例示は、参考2のとおり。

○印は当該分類項目に含まれるものであり、×印は他の分類項目に含まれるものを示す。

4 J S I Cとの対応関係

本分類とJ S I Cとの対応関係については、参考2の「J S I C小分類」欄において、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（J S I C小分類（3桁））の整理を行っている。

対応関係の整理に際しては、①ある産業にとっての主たる生産物は何か、②ある生産物を産出する主たる産業は何か、③前記①及び②のいずれの視点からも主たる産業が特定されない生産物はあるかの3つの観点から検討し整理した。

なお、主たる産業が特定されない生産物については、参考2の「J S I C小分類」欄は「-」と表示している。

また、本分類とJ S I Cとの対応は、原則として1つの生産物に対して1つのJ S I C大分類を設定しているが、例外として以下の生産物は、当該生産物を産出する主たる産業に2つのJ S I C大分類が設定されている。

理由は以下のとおりである。

(1) 建設物（居住用建物、非居住用建物）は、欧州共同体（現欧州連合）統計局が作成する欧州共同体経済活動統計分類（NACE）等では不動産デベロッパーが建設業に含まれていることから、本分類においても国際分類に準拠して、建設物を産出する主たる産業は以下の2つの産業が対応するものと整理している。

- ・ 居住用建物
 - D－建設業
 - K－不動産業、物品賃貸業
- ・ 非居住用建物
 - D－建設業
 - K－不動産業、物品賃貸業

(2) 複数の生産物から構成される生産物のうち、構成要素のいずれが主か不明な生産物は、J S I Cとの対応関係が1つの産業に特定できないため、やむを得ず複数の産業を記載している。

今後、これらの生産物を産出する産業について調査等が実施され、産業を1つに特定

できた場合は、J S I Cとの対応関係は1つの産業を記載することとする。

- ・ 3 P L (サードパーティ・ロジスティクス) サービス

H－運輸業、郵便業

L－学术研究、専門・技術サービス業

- ・ 課金・決済代行サービス

J－金融業、保険業

G－情報通信業